

都留市史

通史編

第二章 谷村町の人びとと暮らし

第一節 谷村町の成立

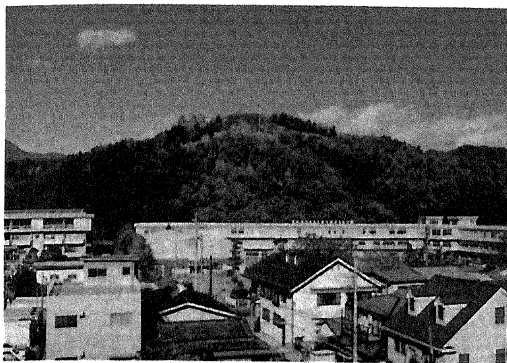
城郭の成立 勝山城跡については、遺構の調査から、縄張り方針や築城時期について言及がなされている（古と初期城下 代・中世・近世Ⅰ）。桂川が北・東・南の三方をめぐる天然の要害に築かれた城郭は、その縄張りの時代的特徴から豊臣系大名の手になるもので、加藤氏、浅野氏によって完工したと考えられている。このプランの下では、桂川左岸で日当たりもよく、適度な広さもある地、丘陵南部の底平地が居館推定地で、その北部に、家臣居住地が配置されて城下を形成していたと推測されている。

居館と家臣居住地が桂川左岸に形成されていたとすれば、現在の谷村町の原型となる右岸の町並みは、築城以前から存在した商業地区であつたろうが、築城頃はいわゆる城下町として存在したものではないとも推測されている。つまり、城下谷村の形成は、ある時期、家臣団居住地が桂川右岸へと変更されたことから促され、宝永二年（1705）の城下絵図（村絵図二）に描かれる姿へといたることになろう。それまでとは異なる城下プランが採用されて城下町としての形成が促された年代を確定することはできないが、政治状況や領有年数から推測すれ

ば、築城完工からさほどたたない時期、早くとも浅野氏の時代、遅くとも鳥居成次の時代であろうか。

御城下旧家由緒

『甲斐国志』によれば、浅野氏の領有期、文禄年間ころには、すでに桂川右岸の道沿いに上・中・下の三町が成立しており、以降、各町ができあがっていったという。浅野氏による文禄検地の結果、上谷村と下谷村が行政的に分立されたともいい、三町のうち上町は上谷村地内に、中町・下町が下谷村地内にできた町であった。三町の形成、その以降の新町成立に関する史料には恵まれない。ただし「御城下旧家由緒」という史料が残されており（近世一〇五）、下谷村



勝山城を望む

地域の初期住人についてのてがかりを与えてくれている。旧家や諸家の記録を残すことを目的に、慶安三年（一六五〇）の谷村大火以降に完成されたと推測される史料である。同史料に記される家々は、草切旧家六家、落人衆二家、外由緒三八家に分かれており、それぞれの記述から、城下の成立過程について幾つかの点が指摘されている（『論集郡内研究』）。この指摘に従いつつ、草切旧家・落人衆・由緒家という記述上の区分けも下敷きに、形成過程のいったんをたどってみよう。

草切旧家は、それぞれ始まりは不詳と記されているが、草切との名称通りに地元生え抜き層であり、小山田氏・鳥居氏・浅野氏との結び付きが深く、代々、町年寄・庄屋・大工棟梁などの役儀を努めてきた層であると指摘されている。そこで、彼らの記事中から都留

郡領主との関係をうかがうと、なかでも、まずは武田および小山田氏との関係に触れられているのは、先祖佐四郎の代から大工職御用を努めたという渡辺三郎兵衛家、および天正年間、先祖表十郎の代から「武田の御用」を努めたという小林藤左衛門家がある。この小林家の「武田の御用」の中身は知れないが、表十郎の子藤十郎の代から二人扶持を与えられて村役儀を努めたとされている。仮に、文禄年間までに形成されていた町並みの基本的性格が往還路を利用した商業活動にあったとすれば、この「武田の御用」は少なくとも、渡辺三郎兵衛家のような地域的職人司ではなからう。

落人衆の来住

同じころ、来住したと記されるのが落人衆の磯伝左衛門家と里吉権之助家である。この落人衆は旧土豪層である。磯伝左衛門家は天正年間（一五七三～八二）に上野国敷塚郷磯村からの来住とされるが、領主との関係は加藤氏の時代以降に始まる。対して、里吉権之助家は山梨郡里吉村（甲府市）居住の武田家臣で、権之助の代に、家来を同道して移住してきたもので、小山田氏の引き立てを受け、鳥居元忠の時代から代官役を努めたという。この記述に従えば、鳥居元忠の時代までには、草切旧家に落人衆を核としていくばくかの集住が想像でき、さらに、この集住を背景として、他地域から来住した土豪層を領域の代官役、同様の職人を職人司とし、代々居住するものたちのなかから選抜したものを村長とする体制が取られたと思われる。

草切旧家・落人衆と並ぶものに外由緒家がある。草切旧家や落人衆の分家、また分地を受けたものたちのほか、甲斐国内を中心に流入して定住したものたちからなる。この外由緒家のうち、杉山彦兵衛家は元龜年中（一五五〇～五三）に内野村（忍野村）から、また小沢三重郎家は永禄年中（一五五九～六六）に巨摩郡白須から来住したとあり、この時期に、他地域からの流入傾向があったこともうかがえよう。

次いで、記述が加藤氏の時代のことと確定されるのは、先の落人衆磯伝左衛門家のみである。ただし、同家は

娘が加藤作内光吉の側室となって扶持を与えられたとあり、のち加藤氏の転封に従ったという。谷村との本格的な関係は、美濃から都留郡へ戻ってきたのち、元和年中（一六五〇～三）、鳥居成次の時から始まっている。

浅野氏以降の浅野氏の時代には、草切旧家のうちにも、文禄年中に浅野左衛門の引き立てで町年寄役となつて役儀取り立てて二人扶持を与えられたという安富五郎右衛門家、先祖六兵衛から能筆で知られ、慶長年間に浅野左衛門の右筆となつて扶持を頂戴したという渡辺六兵衛家がみえる。この浅野氏の時代までの間、外由緒家

中にも、天正年間、八代郡出身の先祖勘太郎の代に來住したという清水理右衛門家、倉見村（西桂町）から來住したという横田角兵衛家などがあり、谷村への來住動向は続いていたと思われる。ただし、峰岸勘左衛門家が子の勘左衛門の代、元和年間に鳥居氏へ奉公したと記されているように、その多くは、鳥居成次の時代になつて領主との関係を築いていったと思われる。

「御城下旧家由緒」の記載からうかがう限り、鳥居成次の時期は最終的な來住・取り立ての一大ピークとなっている。例えば外由緒家のうち分家・分地動向の開始年代ははっきりしないが、そのなかには四代・三代続くという家があり、おそらくは、このころには成立していたものと思われる。同代までには谷村、下谷村在住者の核が形成されてきており、これを受けて、領主と住人の



御城下旧家由緒（酒井利光家蔵）

関係の再構築が図られたようである。それは、まず末端支配層への充当としてあらわれたと思われる。草切旧家のうち残る二家、酒井久五郎家（「御城下旧家由緒」所有家先祖）はこの以前の慶長年間に鳥居成次の引き立てを受け、久五郎の通称も与えられたという。伏見九右衛門家はその後、鳥居成次の引き立てで二人扶持で町年寄・庄屋を兼帯したとある。また、慶長年間に法能村小字引野田から移住してきたという外由緒家の安富安右衛門家は、当初、馬医であったが、同年中から町年寄同様に扱われたとある。

同時に、営業活動への優遇による積極的な勸住策も取られたように思われる。先に触れた、元龜年中の來住という外由緒杉山彦兵衛家は鳥居氏時代から御城普請で米つきを始めたとあり、そのほかにも、中島金右衛門家は紺屋を、同水口与右衛門家は茶商を、同三島屋所左衛門家・内田長左衛門家は店商いを行うとある。

続いて、秋元氏の時代の記述がまたピークとなっている。そこには、秋元氏の入部にあつた家臣団拡充の影響がうかがえる。このとき、鳥居氏家臣の召し抱えが行われたが、同様に、城下谷村に在住するものたちの取り立てもあったと考えられ、例えば落人衆の二家は、同様の家名の人物が寛永一〇年（一六三三）の面附帳に家臣としてみえている（近世一二九）。総社から家臣として領主に付き従つて來たものたちのなかには、総社大百姓家の次男・三男のものがいたが、新城地の谷村からも、彼らの上昇志向をくみ取りつつ、草切家の同族が召し抱えられたとも考えられる。また、旧領の上野国からは、甲斐の事情に通じたものたちが召し抱えられて谷村へ入つたが（国文学資料館史料館所蔵福井家文書）、同様に、外由緒家中にも、江戸屋源右衛門家は入国に供して町人頭を命じられたといい、角田源右衛門家も供して來住し、重職高山家から升見役を仰せ付かったとある。旧地からの勸住も平行して、城下形成が図られていったと思われる。

谷村へ來たものたちの多くは、やがて定住の途を選んだ。上州や都留郡内から足輕・江戸奉公人となり、のち

町人となった層がある。外由緒家の竹之内伊之助家・中島長兵衛家・小間物屋長兵衛・須田小三郎家がそうである。このころには谷村城下の繁栄、または繁栄の可能性が噂として語られるにまじっていたらしく、外由緒家の多くは、この時期に甲斐国内から来住しており、なかには、伊勢松阪商人の川口屋金右衛門家のように、中町に借家して営業を開始するものもいた。

家並みの形成 来住にあたっては、この川口屋金右衛門家のように借家、または屋敷購入が一般的であろうと伝馬負担が、藩から来住者へ城下屋敷を与える場合もあった。慶安元年（一六六〇）九月、秋元家重職の三人が連署で暦一座頭へ書付を出している（近世一九一）。暦の刊行、販売をおこなう特権集団と推測される暦一座の頭伝四郎へ、中町内で間口三間の屋敷地を永代に渡すことを保証したものである。人々の流入は歓迎できないものと呼ばれ込むこともあった。この屋敷の前居住者は盗賊であったという。逮捕後、欠所として藩が没収した屋敷地を与えたものであった。伝四郎には町並みに家作し、諸役を務めることが求められている。

この諸役、借家人を除く町の居住者がどのような役負担を課せられていたか、全体像はうかがえないが、そのひとつに伝馬役の負担があった。明暦元年（一六五五）三月作成の中町・下町分の間口覚帳が残っている（近世一九二）。同帳からは、まず下谷村の町並みを形成する基本家数が知られる。それぞれ間口の大きい順に並べてみたのが表二一である。中町は計三九軒と記されているが、実際には「水消え」も含めて三八軒。下町には、「いち」も含めて五六軒が記されている。往還沿い片側に、中町で一八・九軒、下町で二八軒が家並みを連ねた計算になるうか。

基本負担は間口六間で一人前の計算である。中町は全体に間口の広さにばらつきがあるが、下町では、この基準間口六間を中心とした五間代から六間代に集中している。また、覚帳の記述からも間口合計が三〇間前後

表 2-1 明暦元年
中町・下町の間口

中町	家数	下町	家数
27間	1	21間 3尺	1
14間	1	19間 3尺	1
12間 3尺	1	12間	2
12間	1	9間	2
10間 3尺	1	8間	2
10間	1	7間 3尺	1
9間 3尺	1	7間	6
8間 3尺	2	6間 3尺	3
8間	2	6間	15
7間 3尺	2	5間 3尺	4
7間	1	5間 2尺	1
6間 3尺	1	5間	2
6間	5	3間 3尺	7
5間 3尺	2	3間	8
5間	2	2間	1
4間 3尺	1	合 計	56
4間	7		
3間 3尺	1		
3間	3		
2間	1		
3尺	1		
合 計	38		

（負担人数五人）となるように、それぞれ三・六軒で組が作られている。下町では、組数一二のほとんどは負担総数五人でまとも。対して、中町は間口のばらつきの関係からか、一組のみ合計二間・二人でまともられ、残る組数八の負担人数は四人半・五人・五人半とばらつきを見せている。また、中町全体では三八軒に対して負担役数は四二。下町では五六軒に対して負担役数は五八である。伝馬負担者は、中町では「水消え」を除いて四〇人が記され、同名が中町で四例、下町でも同名が四例見られ、複数所持の可能性がある。

旧家たちと町々

そこには先の「御城下旧家由緒」に記される名前も散見される。とくに、中町で最高の二七は権之助の別家、外由緒家の里吉久左衛門であり、六間のひとつは外由緒家の小間物屋長兵衛である。このほかにも、一四間の伝左衛門が落人衆の磯伝左衛門、一〇間三尺の久五郎が草切旧家の酒井久五郎、一〇間の六兵衛が草切旧家の渡辺六兵衛と推測すれば、中町の上位者は彼らで占められ、広大な敷地を与えられ、城下成立の核となっていたことがうかがえよう。

一方、下町では二一間半は専念寺、一九間半は西涼寺、また九間の一つが東漸寺と、寺院も負担者として名を

連ねている。このほか、足輕の肩書をつけた者が五間代から六間、および八間中に三人いる。この時期には、足輕屋敷などはすでに形成されており、「秋元侯奉公人衆覚書」という史料によれば（西村光家文書）、田町がそのひとつであった。同史料には田町奉公人衆覚という部分があり、星野庄兵衛・同名小兵衛および加兵衛・理右衛門など庄兵衛組のもの、山口甚右衛門および次郎右衛門・所左衛門ほか甚右衛門組などの屋敷地が書き上げられている。与えられた屋敷地の広さは、星野庄兵衛ら組頭は九畝一一反代、組下や馬屋番・門番衆は二〜四畝代となっている。先の「御城下旧家由緒」にもどれば、このほかにも外由緒家の中島長兵衛家・同須田小三郎家のように、足輕奉公・屋敷奉公でありながら町屋居住を願ったものたちがいた。彼らは「秋元侯奉公人衆覚書」に姓名が見えないが、町屋居住をした例も多かったように思われる。その場合、彼らも町屋居住として応分の負担が求められた。なお、下町居住者中にも、一二間のひとつ大工三郎兵衛が草切旧家渡辺三郎兵衛であり、このほか推測も含めて、六間代から上の間口層に幾人か「御城下旧家由緒」に名前が記されるものたちがみえている。

寛文九年の検地

寛文九年（一六六九）、都留郡では総検地が実施されたが、行政的には村として扱われる両谷村も、この例外ではなかった。両谷村のうち、上谷村の検地帳が残っている（近世Ⅰ九四）。この検地帳では、「天神町茂左衛門分 李左衛門」というような分付記載が見られるが、この分付や三木九郎右衛門を除いて、記載される居住地ごとに耕地所持者の数をまとめたのが表二二である。耕地所持者は一九〇人を数える。

所持者のなかには居住地を天神町とするものがあり、名称として、新町のみならず天神町も成立していたことがうかがえる。『甲斐国志』によれば、浅野氏の時代、文禄年間ころには上・中・下の三町であった。新町は、下谷村分中町と上谷村分上町の間に、三町成立後に成立した町とされており、その後に成立したのが天神町であ

表2-2 分付記載を
除く耕地所持者数

村名・町名	人数
法能村	3
小野市場	1
十日	57
小計	61
殿う	4
原村	3
久保田	12
天神	4
天上	28
新町	48
小計	21
中町	120
下町	5
小計	4
合計	9
合計	190

る。上町・新町・天神町の三町に、うら町・久保田・原村、また、現在の比定地が不詳である殿町を加えると、上谷村居住者は一二〇人である。残りは下谷村分の中町・下町も含めた周辺の居住者であるが、なかでも、十日市場村の農民が群を抜いている。寛文七年には、上町はずれの畑一枚を江戸金二分、八年季で賃入れた証文が残されており（近世Ⅰ九三）、早くからの土地の移動がうかがわれる。このような土地移動の問題もあるが、数値の突出は、少なくとも、上谷村の開発に十日市場が関係してきたことを示していると思われる。

なお、三木九郎右衛門については不詳である。宝永二年（一七二五）の城下絵図によれば、新町内および長安寺脇に、三木姓の秋元家臣が屋敷を構えており、このことと耕地所持が関係するのであろうか。同様な事例は下谷村にもうかがうことができる。先の「秋元侯奉公人衆覚書」には、田町奉公人衆覚に次いで、御家中衆として一四人の名前が記されており、「下谷村高持御家中衆」と付記されている。彼ら一四人の屋敷地の位置、また高請地の場所や高を確認できないが、以外に多くの家臣が耕地を所持していたことが知られる。このころ外様大名の例として紹介されているように、家臣が手作りで開いた新開地を知行として与える方針と同じであろうか、その意図は未詳である。

表2-4 町名ごと屋敷地所持者数

	天神町	上 町	新 町	小 計
6 畝	2			2
5 畝	4			4
4 畝	5			5
3 畝	19	1		20
2 畝	20	2	1	23
1 畝	10	1	2	13
1 畝以下	1	5		6
合 計	61	9	3	73

(うち同名四例)を参考にすると、分付けを除いているが、むしろ表二二の上町の耕地所持人数四八、新町の数値同二二が軒数として考えても妥当かと思われる。これから見て、この寛文検地帳のうち屋敷地がまとめて記される部分には、すでに町並み化した往還両側の区域を含んでいないと思われる。加えて、実は上谷村上町と下谷村中町の間をつなぐように成立したという新町も、対象外であったと思われる。町場化した区域は別帳に作成され、さらに、この帳面から逸脱している可能性もあるが、おそらくは、検地そのものが町並み周辺の耕地を対象としたものであったためではなかろうか。そのなかに、人々の居住に伴い新しく家作の進んだ地域が含まれていたであろう。

表2-3 畑地居屋敷記載者(家の前・裏との記載畑地とも)

地 積	分 米	名 請 人	屋 敷 周 囲 の 地 積
1 畝24歩	1 斗 9 升 8 合	原村法 泉 寺	(中畠 1 畝 ・ 8 升) (下々畠 4 歩 ・ 5 合)
1 畝10歩	1 斗 4 升 6 合	原村五郎左衛門	(上畠 2 畝18歩 ・ 2 斗 6 升) (上畠 4 畝27歩 ・ 4 斗 9 升) (中畠 2 畝17歩 ・ 2 斗 5 合)
1 畝 6 歩	1 斗 3 升 2 合	原村奎 左 衛 門	(上畠 1 畝26歩 ・ 1 斗 8 升 7 合)
29歩	1 斗 6 合	原村善 四 郎	(上畠 2 畝 8 歩 ・ 2 斗 2 升 7 合)
15歩	5 升 5 合	原村善 四 郎	(上畠 2 畝 3 歩 ・ 2 斗 1 升)
24歩	8 升 8 合	原村平 左 衛 門	(上畠 1 畝27歩 ・ 1 斗 9 升)
22歩	8 升 1 合	原村四郎左衛門	(上畠 2 畝14歩 ・ 2 斗 4 升 7 合)
22歩	8 升 1 合	原村茂 兵 衛	(上畠 2 畝16歩 ・ 2 斗 5 升 3 合)
15歩	5 升 5 合	原村新 左 衛 門	(上畠 9 歩 ・ 3 升) (上畠 1 畝11歩 ・ 1 斗 3 升 7 合) (中畠 1 畝15歩 ・ 1 斗 2 升) (中畠 3 畝 7 歩 ・ 2 斗 5 升 9 合)
12歩	4 升 5 合	原村清 兵 衛	(上畠 1 畝29歩 ・ 4 斗 5 升)
11歩	4 升	原村孫 右 衛 門	(上畠 10歩 ・ 3 升 3 合) (上畠 1 畝18歩 ・ 1 斗 6 升)
28歩	1 斗 3 合	久保田仁左衛門	(上畠 2 畝14歩 ・ 2 斗 4 升 7 合)
26歩	9 升 5 合	久保田金 兵 衛	(上畠 3 畝16歩 ・ 3 斗 5 升 3 合)
8 歩	2 升 9 合	久保田孫左衛門	(上畠 1 畝29歩 ・ 1 斗 9 升 7 合)
4 歩	1 升 5 合	久保田久 太 郎	(上畠 2 畝 3 歩 ・ 2 斗 1 升)

屋敷地所 きて、屋敷地
持者たち あるが、畑地の
なかに居屋敷と記される例と、
屋敷地と記される例がある。
「家ノ前」「家ノうら」と記され
る畑地とともに、この居屋敷を
まとめたのが表二二三である。
その場所は原村と久保田のみで
ある。うち、原村では法泉寺の
ほかに九軒が見え、久保田はわ
ずか四軒である。久保田の四軒
は、表二二で確認される四人
と一致するが、原村では、表
二二の二二人のうち左近・善
七郎の二人がここにはみえな
い。なお、居屋敷の周囲のほか
にも、彼らは耕地を所持してい
る。

対して、屋敷地として記される土地をまとめたのが表二二四である。数値は筆数を示している。ただし、泰安寺と長山玄知・萩原孫兵衛、御えさし(餌差)三人は除いた。所持者の居住地は上町・新町・天神町で、うち上町・新町の筆数はそれぞれ屋敷所持人数と一致する。従って表二二と比べると、屋敷所持人数は、上町は耕地所持人数四八のうち九人、新町は同二二のうち三人にすぎない。一方、天神町は地積の広いものも多いが、複数所持も含めて屋敷地筆数六一を数え、二・四筆を所持するものを勘案しても、その人数は五一人にのぼる。

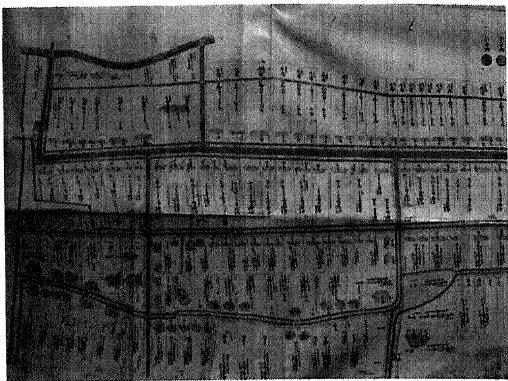
このころの上町・新町の家数を知りえないが、ともかくこの数値がすべてとは考えられない。先の明暦元年(一六五五)の中町・下町分の間口寛帳にみえる家数と人数、中町三八軒・四〇人(うち同名四例)、下町五六軒・五六人

以上のように考えれば、寛文検地までに町場化への途をたどり、領主にとって把握すべき区域の中心は、上谷村では天神町地域だったと思われる。そこで、いまだし天神町と付されるものたちをみておくと、彼らは三形態に分けることができる。ひとつは、耕地と屋敷地を所持するもので、それは耕地所持者二十八人のうちの二二人。屋敷地所持のみと思われるものが、複数の筆数所持を整理した五一人のうち二十九人となる。屋敷地所持に名前を出しておらず、耕地所持のみと思われるものが二十八人のうち六人である。なお、屋敷地のみ所持者の地積は、三筆（三畝代・二畝代・一畝代）を持つものをそれぞれに配当すると、五畝代二、四畝代二、三畝代一〇、二畝代一一、一畝代六である。五畝代・四畝代で、それぞれの過般、また過般近くをしめるが、傾向としては表二―四の天神町屋敷所持者との分布と同じであり、二畝代・三畝代を中心としている。

ところで、宝永七年（一七〇〇）九月、都留郡を預かった柳沢氏の手で谷村町屋敷の検地が実施

され、宝永七年の検地
されている。大谷宅右衛門が検地奉行、山下五左衛門・古山元右衛門らが検地役人で、いずれも年貢関係史料に名前を見せる家臣が担当者であった。この検地の結果は、「下谷村寛帳」によると、下谷村分町屋敷が反別二町二反九畝一〇歩・分米二五石二斗二升七合、「上谷村町屋敷検地水帳写」によると、上谷村分町屋敷が反別二町八反七畝二七歩・分米三一石六斗六升九合である（西村光家文書）。下谷村寛帳は残念ながら数値のみの記載であるが、上谷村分の宝永検地帳写は一筆ごとの記載を知りうる。宝永七年に検地が実施された意図や政治的背景は未詳であるが、この検地帳写の記載から、その性格の一旦が推測しえる。

まず、対象地域である。上谷村の屋敷並びの様子がうかがえる史料に年末詳の上谷村屋敷割絵図がある（村絵図・付図）。寛文検地・宝永検地より後年の成立であるが、絵図作成時の屋敷が図示されており、地番を付した旧一筆ごとの分合の様子を示すとともに、往還両側の屋敷地とほか地域との成立経緯、また、領主による把握の過

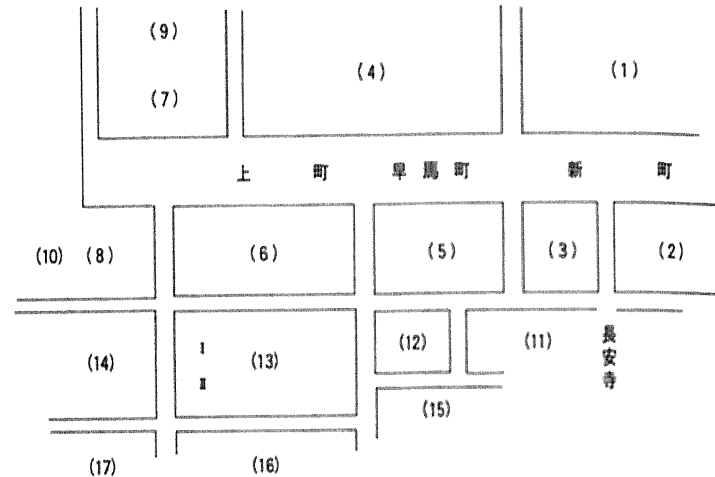


上町・上神町付近の町並（横山脩治家蔵）

程がうかがえるものとなっている。この絵図の記載と屋敷地数、反別、所持者を比べると、地番ごとの反別と、絵図上では旧所持者にあたる所持者名が一致し、宝永検地帳写にみえる町屋敷は往還両側に限定されていることがわかる。それは、先に触れた上谷村寛文検地帳で抜けていた区域にはかならない。その区域の屋敷地それぞれには、間口・奥行から算出される畝歩のほかに、基準が不明であるが、「四壁除」という名目で免除地が記されている。その合計は二一六二坪で、屋敷反別・分米合計から除外されている。「下谷村寛帳」に記される下谷村分の反別・分米総計もこのような数値であろう。つまり、この検地が改めての実測でなく、差し出しによったにしろ、この時点で、町屋敷一筆ごとの諸負担基準額の確定、谷村町分の再確定が行われたことになる。

なお、この検地帳写にみえる屋敷地を、「四壁除」を除いた反別順に並べてみたのが表二―五である。東側で七畝（間口一五間×奥行一四間）の屋敷地が突出しているが、西側では一―三畝代を、東側では一―二畝代を中心としているよう。表二―四と比べると、ほぼ同じ分布といえよう。また、間口を基準に並べてみたのが表二―六である。このときの下谷村町屋敷分を知りえないので、分合などの時代的变化によるものを無視して、表二―一と比べておくと、間口一〇間以上が西側・東側ともに薄いことがひとつの特徴であろう。また、伝馬負担基準とされていた六間や、その前後の間口は多いものの最大値でな

図2-1 上谷村の屋敷地地番



(1)地番1~24 図示家数23	24筆	(2)地番69~81 図示家数13	13筆	01地番1606・1607・1643 1610~1612 6筆 図示家数8(記名人数8)
(4)地番25~60 図示家数35 (記名人数33)	36筆	(3)地番82~93 図示家数12	12筆	02地番1608・1609 1599~1605 天神除地 1646~1648 11筆
(7)地番61~68 図示家数8 (記名人数9)	8筆	(5)地番94~116 図示家数20 (記名人数18)	23筆	03地番1613~1620 図示家数12
(9)地番1635~1640 6筆	6筆	(6)地番117~131 図示家数15 (記名人数17)	15筆	04地番1621~1631 図示家数19 (記名人数17)
		(8)地番132~139 図示家数8 (記名人数9)	8筆	II 地番1580・1630・1645 1592~1598 10筆 図示家数11(記名人数13)
		00地番1634 図示家数4	1筆	05地番1581~1591 1574 10筆 1569~1571 8筆・明法院除地 図示家数6 (記名人数7)
		04地番1633・1579 1574 10筆 1569~1571 8筆・明法院除地 図示家数6 (記名人数7)		06地番1567・1568 1572・1573 8筆 1575~1578 8筆 図示家数6

表2-6 上谷村町屋敷地の間口・奥行
(宝永七年九月)

西側〔間口〕	〔奥行〕	
11間半	×15間	1 } 1
9間	×15間	1 } 9
8間2尺	×14・15間	2 } 15
7間2~5尺	×12~15間	6 } 43
6間~6間5尺	×12~15間	6 } 14
5間5尺	×13~15間	9 } 2
4間半・同5尺	×11~16間	6 } 21
3間~3間5尺	×12~14間半	21 } 14
2間~2間5尺	×13~15間	14 } 2
1間5尺	×14間	2 }
合	計	68
東側〔間口〕	〔奥行〕	
15間	×14間	1 } 3
11間1尺・同半	×13間半~14間半	2 } 4
8間	×14間半	1 } 19
7間・同1尺	×13間半・14間	3 } 12
6間・同1尺	×7~14間	6 } 20
5間~5間5尺	×13間半~15間	13 } 10
4間~4間5尺	×6間半~14間半	12 } 4
3間~3間5尺	×6~14間半	20 }
2間~2間5尺	×13~14間	10 }
1間~1間5尺	×6~13間	4 }
合	計	72

表2-5 上谷村町屋敷地の階層

	西側	東側	小計
7畝代	0	1	1
5畝代	1	2	3
4畝代	2	0	2
3畝代	13	4	17
2畝代	14	21	35
1畝代	32	33	65
1畝以下	6	11	17
合 計	68	72	140

く、むしろ三間代が中心で、その前後の間口の屋敷が最大を占めている。
上谷村屋敷地をブロックごとに簡略化して図示したのが図二一である。図示区画ごとの家数には基本的に名前が記入してあるが、記名がない場合、または二人が記入されている場合もあり、家数と記名人数は一致しない。そこで、各区画ごとに、家数と記入人数が異なる場合のみ()に記した。
往還沿いには、新町・早馬町・上町と町名が記されている。成立年代を特定できないが、早馬町は新町の家並みが密接になりつつ伸長したため、旧来からの上町と旧来からの新町の間を特に呼び習わすことから始まったものであろう。ともかく、この往還両側が最初に家並みが連なり、屋敷割の基本となった地域で、寛

文検地に表われず、宝永七年検地の該当地となった区域である。地番一は往還の西部から始まる。その西部の町並みは、東西への小道によって(1)(4)(7)の三区画に分けられるが、地番は新町北端から南へ一六八番と順序よく連なる。ただし、統合・分合によって図示されている家の数は六六である。往還の東部(2)(3)(5)(6)(8)では、地番は再び新町に戻って六九番から始まり、南へ下って一三九番で終わる。総数七一で、図示家数は六八である。往還両側には、もと一三九軒、のち一三四軒が軒を連ねたことになる。なお、先の宝永七年の上谷村町屋敷検地水帳写の東側分筆数と地番が一つ違うのは、絵図では、(8)の末で旧屋敷地二つが統合されているのに、そのひとつにのみ一三九番と付されているためである。

先の寛文検地帳で、屋敷地としての把握が試みられているのは、主として(9)以降の区画ということになる。家の形の図示は(10)以降にも見られ、幾つか東西の小道にも見受けられるが、基本的には、往還の一本裏の小道へ向かって西向きに(11)(12)(13 I)(14)と並び、(10)は東向きに描かれている。(11)から(14)までが図示家数四五。(10)は同じく四。そのまたひとつ裏道には、(15)は家が図示されず、(13 II)のみ東向きで、図示家数一一。西向きには(16)(17)合わせて図示家数一三となっている。合計で七三軒である。

これら(9)以降の区画は、地番は先の一三九番からいきなり飛び、一五六七番から始まっている。一四〇番以降は、この絵図にはうかがえない。また、一五六七番以降の番号もつながらないが、番号を追うことで、区割りされていった過程や、領主によって把握が試みられた経過をうかがうことができよう。地番は、まずは(17)南端に始まり、(14)の南端部、再び(17)の北部に戻り、(14)の中央東部、(13 II)の南端、(16)、(13 I)とはほぼ時計回りに進む。次いで(15)へ移り、(11)、(12)、(13 I)、(14)と、今度は反時計回りとなる。後は残る(10)から(9)。次いで飛地状態で残っていた(13 II)、そして(15)のほぼ中央部で終わっている。

武家屋敷 さて、宝永元年(一七二五)、秋元家は武州川越へ転封を命じられた。以降、谷村に立藩する大名は地の解消なく、谷村の城下町の歴史は幕を閉じることになった。この転封は土地の移動問題をもたらし、一つは、先に触れた家臣の両谷村内での高所持の問題とも係わるであろうが、ともかく秋元家臣が周辺農村に土地を所持していたためである。また、秋元家中の谷村における手作りの様相を検討する必要があるが、これら家臣が権利を持つ土地は転封に際して売却された。宝永二年正月、いよいよ秋元家中が谷村を引き払い武州川越へ移動した月であるが、このときに、遠山次郎右衛門は法能村地内中原の一六駄振の山畠を一兩二束で、また同年二月には、高山五兵衛が同村河原沼代の無年貢畑地を売却している(近世一三七・三八)。

いま一つ、谷村町から宝永二年の城下絵図に描かれた家中屋敷が姿を消して行った。武家屋敷もまた、家臣たちから払い下げられたと伝えられている。武家屋敷地については、同三年九月に、長安寺が柳沢氏の奉行所へ、寺地に隣接する武家屋敷地の扱いについて口上書を提出している(近世一九八)。対象は三木治郎右衛門・市川佐右衛門の屋敷で、先の城下絵図で、寺域の北に接していた武家屋敷である。口上書は、もともと寺持ち高の畑地と入り込みの地で、転封にあたって三木が両屋敷地を当寺へ渡していったから、その管理を委ねてほしいと述べている。もちろん、年貢は周辺と同様程度に払うとしている。文中に金銭の記述がなく、この両屋敷地は同寺へ売却されたものとは思えない。転封後の武家屋敷についての幕府および秋元家の具体的措置は知れないものの、武家屋敷地はいつせいに売却処分がとられたのでなく、多くは、この史料にうかがえるように、それぞれ周辺の町家などが利用するに任されたものと思われる。

下谷村家中 払い下げられたにしろ、そうでないにしろ、当初から武家屋敷地が積極的に開墾されたとは思えない。屋敷の多くは朽ちるに任され、その建材などが利用つくされてのち、畑地への転換が果た

表2-8 下谷村家中畑の形状

横	縦	縦長	横長	その他	小計
16間	× 16間			1	1
14間	× 15間半	1			1
13間	× 12間		1		1
11間	× 12~15間半	3			
11間	× 11間半			1	
					4
10間・10間半	× 11~16間	7			
10間	× 3~4間半		4		
10間半	× 11間			1	
					12
9間・9間半	× 11~19間	7			7
8間・8間半	× 11~20間半	5			
8間・8間半	× 3間半・7間半		2		
8間	× 8間			1	
					8
7間・7間半	× 12~21間	12			12
6間・6間半	× 7~25間	19			
6間	× 1~2間		3		
6間・6間半	× 6・7間			3	
					25
5間・5間半	× 6~25間	27			
5間	× 3間		1		
5間	× 5間半			1	
					29
4間・4間半	× 5~24間	53			
4間・4間半	× 3尺・3間		2		
					55
3間・3間半	× 7~25間半	23			
3間半	× 3間半			1	
					24
2間・2間半	× 3~18間	19			
2間	× 1間		1		
					20
1間・1間半	× 4間・14間半	2			2
合	計	178	14	9	201

表2-7 下谷村家中畑の1筆当り面積と等級

1筆の面積	上畑	中畑	下畑	下々畑	小計
8畝 代	1				1
7 " "		1			1
6 " "		1			1
5 " "	3	4	2		9
4 " "	4	7	3	1	15
3 " "	4	15	9	2	30
2 " "	11	16	17	3	47
1 " "	6	21	18	23	68
12~24歩	2	7	9	11	29
合 計	31	72	58	40	201

ある。また、地積では二歩から八畝歩代までと広いが、上畑では二畝歩代、中畑と下畑では一〜二畝歩代、下々畑では一畝歩代が中心となっており、全体では一畝歩代の耕地が多い。

また、横の長さ（間口）を基準に、縦長、横長、そのほかの正方形・疑似正方形といった形に分けて並べてみたのが表二一八である。一六間四方・八間四方・六間四方・三間半四方の正方形の耕地、また、縦一一間半・横一一間のように疑似正方形の耕地、また、縦一二間・横一三間のような横長の耕地は、その筆数は合計でも二三に過ぎない。全体に縦長地形が多い。なお、縦長は、最少で一間は縦が長い形状として整理した。ただし、そのような耕地は横一間の例で一、同一〇間で三、同六間で一、同五間で一、同四間で一、同一間で一を数えるの

されていったのであろう。開墾が進み、所持関係の調整が必要となり、幕府が検地による把握に乗り出したのは享保一〇年（一七二五）のことであった。畑地に転換した旧武家地は「家中畑」と呼ばれるが、この家中畑について、まず、下谷村分の享保一〇年検地帳でみておこう（近世一〇一）。

総反別は陣屋敷地三反一畝二三歩を除き、四町六反八畝二〇歩、分米は三四石余であった。それぞれを等級別、また地積別に並べたのが表二一七である。等級は上畑（石盛一石）・中畑（同八斗代）・下畑（同六斗代）・下々畑（同四斗代）の四等級であるが、なかでは中畑（一町九反余）が多く、下畑（一町三反余）が次ぐ。一筆ごとの場所を確定できないため、地域的に等級の差が出ているのか否かは不詳で

表2-10 上谷村家中畑の形状

横	縦	縦長	横長	その他	小計
19間	× 22間半	1			1
18間	× 26間	1			
18間・18間半	× 3～10間半		8		
					9
17間	× 24間	1			
17間	× 3間		1		
					2
16間・16間半	× 1間半～3間半		4		4
14間・14間半	× 18間半～23間	4			
14間・14間半	× 2間半～6間半		3		
					7
13間	× 16間半・23間	2			
13間・13間半	× 2間半～7間		3		
					5
12間	× 14間	3			
12間・12間半	× 3～10間		4		
12間・12間半	× 12間半			2	
					9
11間・11間半	× 15～21間	4			
11間	× 4間		1		
					5
10間・10間半	× 12～18間	6			
10間	× 9間		1		
					7
9間・9間半	× 11～27間	5			
9間	× 3間4尺		1		
					6
8間・8間半	× 9～19間	8			
8間	× 5～6間		3		
					11
7間・7間半	× 10～26間半	15			
7間	× 3間半・6間		2		
					17

表2-9 上谷村家中畑の内訳

一筆の面積	上畑	中畑	下畑	下々畑	小計
1反5畝		1			1
1反4畝			1		1
1反3畝	1				1
1反			1		1
9畝		2			2
8畝代		1	2		3
7畝代			1		1
6畝代		1	2	1	4
5畝代	1	1	11	3	16
4畝代	1	3	3	6	13
3畝代	3	5	3	4	15
2畝代		8	4	16	28
1畝代		19	9	21	49
3～28歩		11	8	50	69
合計	6	52	45	101	204

は、縦長というよりも短冊型をなしていることになり。ついで、縦長耕地の間口は五間・五間半、三間・三間半の順で続くが、他の形状を加えると、六間・六間半が三間・三間半を一筆のみうまわる。

上谷村家中 次の上谷村の家中畑検地の様子をみて畑検地帳 おこう（西村光家文書）。総反別は五町一反六畝六歩、分米は三二石余である。石盛は下谷村と同じであり、反別に比べて分米の低さは、下畑（計一町九反余）、下々畑（同一町四反余）、中畑（同一町四反余）の順ながら、ほぼ同じ地積なのに対し、上畑が三反余（下谷村九反余）と極端に少ないことによ

みである。縦長地形の過般は、横・縦で一間以上の差を持つ組み合わせである。

その形状の縦（奥行）は三間から二五間半となっている。表には比率を示さなかったが、奥行二〇間代は全体の一割弱で、全体に二〇間以上が多く、一四間から一五間半が中心となっている。間口は一間・一間半から一四間までに広がっているが、間口一〇間を越える縦長耕地は二である。なお、横長、正方形・疑似正方形の耕地では、間口一〇間以上は八例（地積一畝代～八畝代）あり、他は八間・八間半三、六間・六間半六、五間二、四間・四間半二、三間半一、二間の一五例である。以上からみても、間口は四間・四間半が一番多い。組み合わせとしては間口四間・四間半×奥行き一五間・一五間半で、地積としては二畝歩代となる。つまり、耕地の多く

横	縦	縦長	横長	その他	小計
6間・6間半	× 7～28間	13			
6間・6間半	× 3尺～5間		12		
6間	× 6間			1	
					26
5間・5間半	× 6間半～24間半	7			
5間半	× 3間・4間		2		
5間	× 5間・5間半			4	
					13
4間・4間半	× 6～19間	12			
4間	× 2間半・3間		2		
4間・4間半	× 3間半～4間半			6	
					20
3間・3間半	× 4～28間	22			
3間半	× 2間半		2		
3間半	× 3間半～4間			5	
					29
2間・2間半	× 3間半～28間	23			
2間	× 2間		1		
					24
1間・1間半	× 3間半～24間	8			8
3尺	× 30間	1			1
合	計	136	49	19	204

る。下谷村と同じく等級別・地積別に並べてみたのが表二一九である。地積最小の上畑の筆数は六に過ぎない。地積では、下谷村に比べて一反以上の耕地の存在がひとつの特徴であろうが、全体では五畝歩以下から厚く、下にいくほど多くなり、一畝歩以下が最高数値となっている。それは、筆数で半数近くを占める下々畑のうちで、一畝歩以下の筆数がさらに半数近くを占めることによる。

また、表二一八と同じく上谷村分を並べたのが表二一〇である。全筆数に占める比率は下谷村よりもいささか低いものの、縦長地形が多いことは変わらない。その縦長地形の間口は三尺から一九

間まで広がる。等級別の間口は示さなかったが、下々畑のうち一畝歩以下では間口三間代、四間代、二間代の順となり、また全体でもバラつきをみせているものの、間口は二間代、三間代が多い。ただし、一〇間代以上も合計すればほぼ同じ数値となり、これが上谷村分の特徴となっていよう。横長地形はかを加えると、間口は三間代、六間代、二間代の順になっている。また、奥行は最小で三尺、最大で二八間。ただし、下谷村よりもかなり二〇間代の数値が多く、その二〇間代の組み合わせとしては間口三間代は四例、六間代は六例、二間代は一例で、六間代が多い。

秋元家臣の屋敷地の平均的な面積が分らないため、断定はできないが、以上からみて、家中畑の多くは、旧武家屋敷地そのままではなからう。間口が二間・二間半の場合では、奥行一〇間以上の耕地が下谷村分で一、上谷村分で一、二もあり、また、間口一間半・奥行一四間半、間口三尺・奥行三〇間の細片耕地も存在している。開発にあたって分合が行われ、とくに細分化によって成立しているように思われる。

城跡地割絵図

この家中畑検地に先立って、両谷村の境界を画定するために作成されたという城跡地割絵図がある（村絵図三）。家中畑は黄色く塗られ、宝永二年の城下絵図に描かれる武家屋敷をおおっている。下谷村はこの家中畑の部分へも家並みが作り上げられていくが、上谷村分の町並みは、先の上谷村屋敷割絵図と比べてもさほど異なっていない。先の図二一の一のうち、(1)から(7)も屋敷地区画として描かれ、家も、数がいささか少ないように見えるものの、図示されている。(9)(10)にしても、(10)には家が図示されるが、(9)にはなく同様である。上谷村の往還東部への家並みの基本的拡大は、すでに寛文検地段階で終了し、後は、その区画内での拡充がはかられたことがうかがえる。